

# 不法投棄等の対策

環境省 環境再生・資源循環局  
不法投棄原状回復事業対策室

# 不法投棄等の対策の体系

## 排出事業者に適正処理責任 都道府県・政令市が監視等

### 未然防止

#### ① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度（特に電子マニフェストの活用）  
最終処分が適切に終了するまでの措置

#### ② 適正な処理を確保するための対策

業許可制度、委託契約書の締結義務  
優良産廃処理業者認定制度の運用  
（環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等）

#### ③ 不法投棄等の罰則

不法投棄：5年以下の懲役又は千万円以下の罰金（法人3億円）、未遂罪の創設  
無確認輸出：5年以下の懲役又は千万円以下の罰金（法人1億円）、未遂罪、予備罪

#### ④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度、維持管理積立金制度

#### ⑤ 監視の強化

報告徴収（法第18条）・立入検査（法第19条）等、  
パトロール事業、不法投棄ホットライン、  
地方環境事務所と都道府県等の連携、現場対応マニュアルの作成

### 支障の除去

#### ⑥ 改善命令（法第19条の3）

処理基準・保管基準に違反した事業者、産業廃棄物処理業者、国外廃棄物を輸入した者等に対する改善命令

#### ⑦ 措置命令（法第19条の5・6）

処理基準・保管基準に違反した保管、収集、運搬又は処分を行った者、委託をした者、排出事業者等に対する支障の除去等の措置

#### ⑧ 代執行・費用請求（法第19条の8）

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合に都道府県等が代執行（行政代執行法の特例）

#### ⑨ 適正処理推進センターを通じた支援

代執行を行った都道府県等に対して7/10補助  
※残分3/10のうち80%を特別交付税措置

#### ◎ 盛土による災害防止対応

廃棄物混じり盛土の発生防止、早期発見・対処、盛土総点検で産業廃棄物が確認された危険盛土に対して都道府県等が実施する調査及び支障除去等事業への支援

# 不法投棄等の罰則の強化

## 平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none"><li>不法投棄に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(産廃・法人は1億円)以下の罰金に引き上げ</li><li>無確認輸出に対する罰則を、3年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に引き上げ</li></ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"><li>不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設</li><li>不法投棄に対する罰則を、一般・法人についても1億円以下の罰金に引き上げ</li></ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>不法投棄目的の収集運搬に対する罰則の創設</li><li>不法焼却に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(法人1億円)以下の罰金に引き上げ</li></ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"><li>無許可営業・事業範囲変更等に対し、法人重課(1億円)を創設</li><li>無確認輸出に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円以下の罰金に引き上げると共に、法人重課(1億円)を創設</li><li>無確認輸出の未遂罪、予備罪を創設</li></ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"><li>従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。</li><li>その他、新たに規定された義務について違反した場合の罰則等を創設</li></ul>

# 指導監督の強化

## 平成12年～29年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none"><li>許可の欠格要件に間接的に違反行為に関与した者、暴力団員等である者、暴力団員等によって支配されている法人等を追加</li></ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物の疑いのあるものに係る立入検査・報告徴収権限の拡充</li><li>産廃について緊急時の国の立入検査・報告徴収権限の創設</li><li>許可の欠格要件に聴聞通知後に廃止の届出をした者を追加</li><li>特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化</li></ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設</li><li>指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止</li></ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"><li>不正の手段により許可を受けた者を許可の取消事由に追加</li><li>欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け</li><li>許可の欠格要件に暴力団員等によって支配されている個人を追加</li></ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"><li>報告徴収・立入検査の対象に「その他の関係者」(不適正処理の関与が疑われる者等を広く含む。)を追加</li><li>環境大臣による各種認定制度の監督強化</li></ul>
平成29年	<ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物の不適正処理への対応の強化(許可を取り消された者等に対する措置の強化、マニフェスト制度の強化)</li><li>有害な特性を有する使用済みの機器の適正な保管等の義務付け</li></ul>

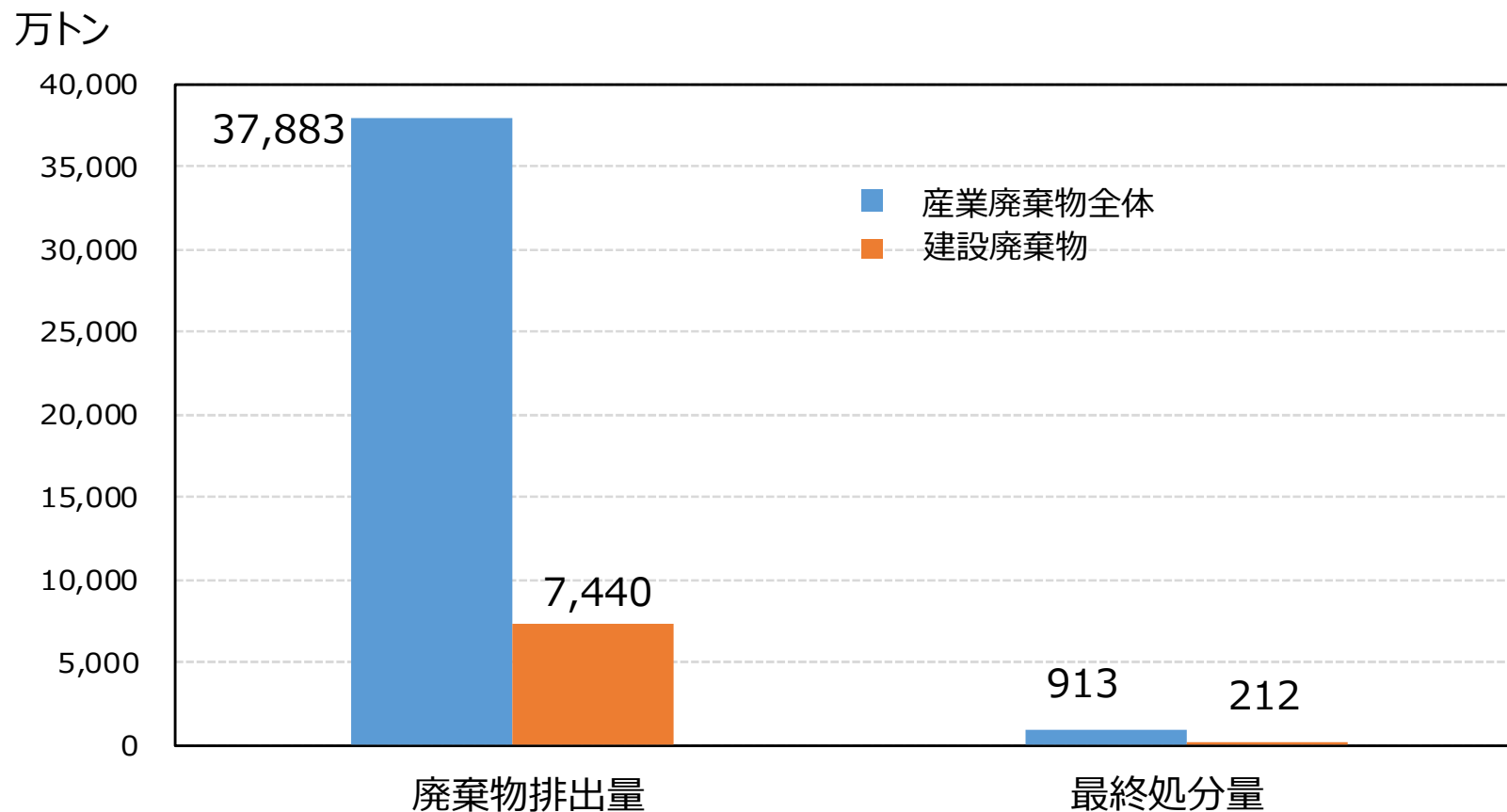
# 原状回復のための措置命令、代執行・費用請求

## 平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不適正処理に関する支障の除去等の措置命令の強化（不適正処分を行った者の拡大、排出事業者の追加）</li><li>・ 措置命令の強化と併せて、代執行・費用請求の対象を拡大。また、緊急に代執行を講じられなければ回復困難な場合を代執行の対象に追加</li></ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物処理施設の事故時における、都道府県知事による応急措置命令を創設</li></ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 以下を措置命令の対象に追加<ul style="list-style-type: none"><li>「廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集、運搬」</li><li>「産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管」</li><li>「交付したマニフェストの写しを保存しなかった者」</li><li>「マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者」</li><li>「建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請業者（適正に他人に委託して排出事業者責任を果たしていた者を除く。）」</li></ul></li><li>・ 最終処分場の維持管理に係る代執行を行った都道府県知事又は市町村長が、維持管理積立金を取り戻すことができることを規定</li></ul>

# (参考)建設廃棄物の現状①

## 1. 産業廃棄物の排出量及び最終処分量 (平成30年度)



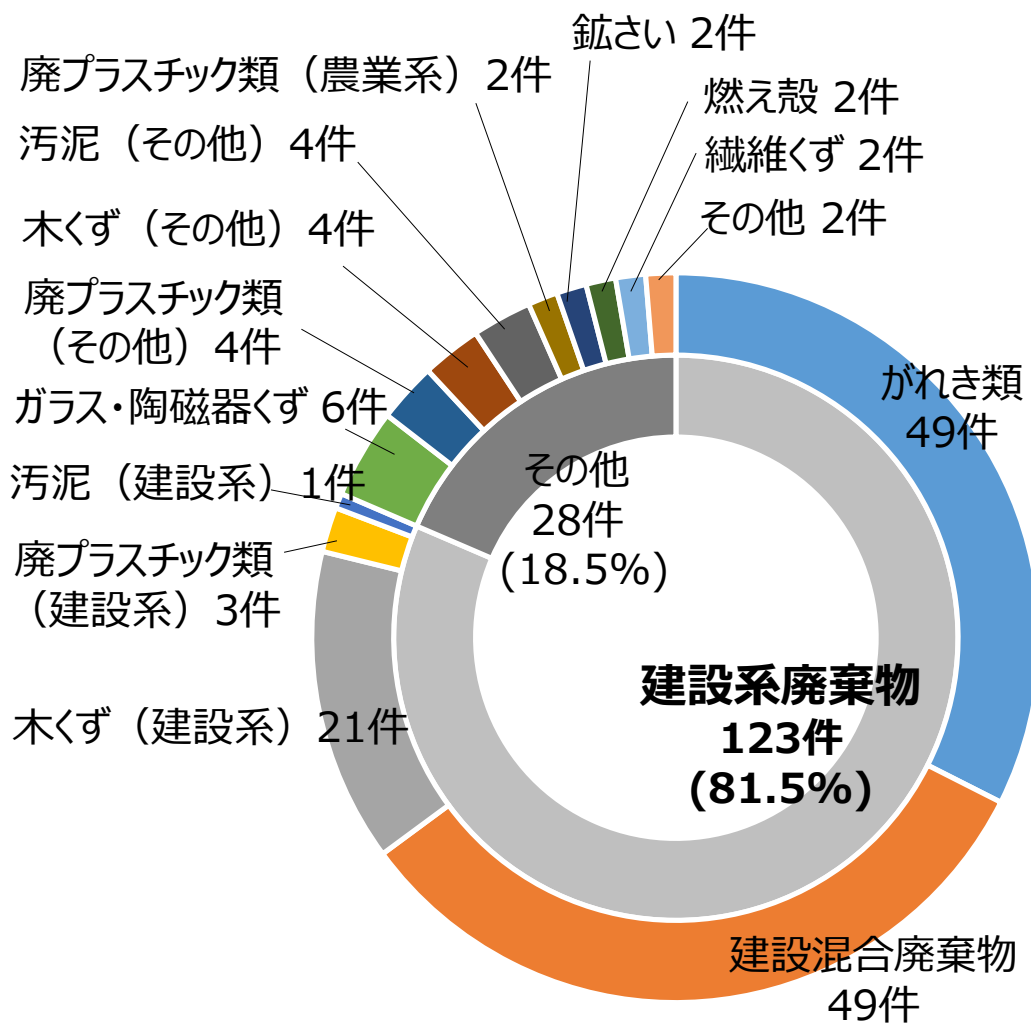
【出典】

国土交通省「平成30年度建設副産物実態調査結果(確定値)」

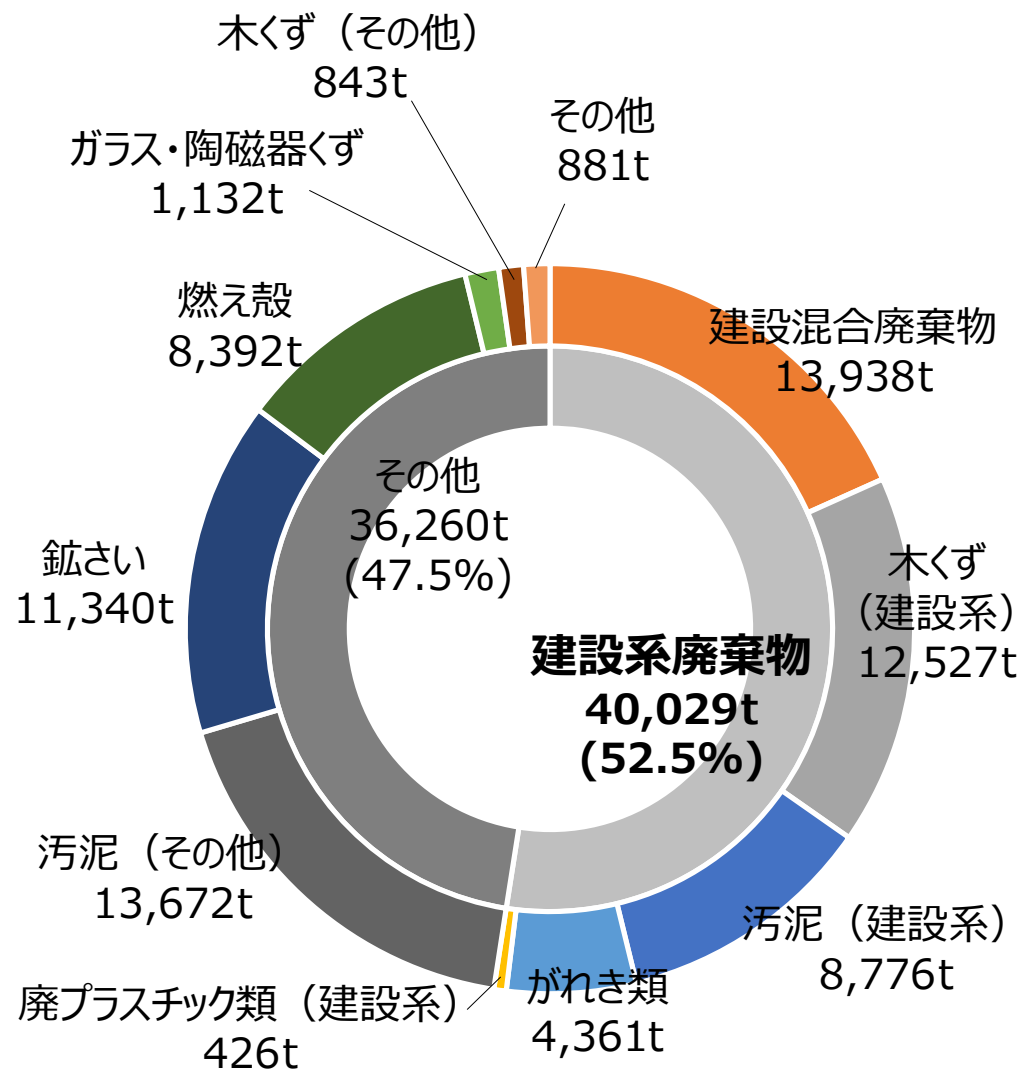
環境省「令和2年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成30年度実績」

# (参考) 建設廃棄物の現状②

## 2. 不法投棄の内訳 (令和元年度)



投棄件数 合計151件  
(令和元年度)



投棄量 合計76,288t  
(令和元年度)

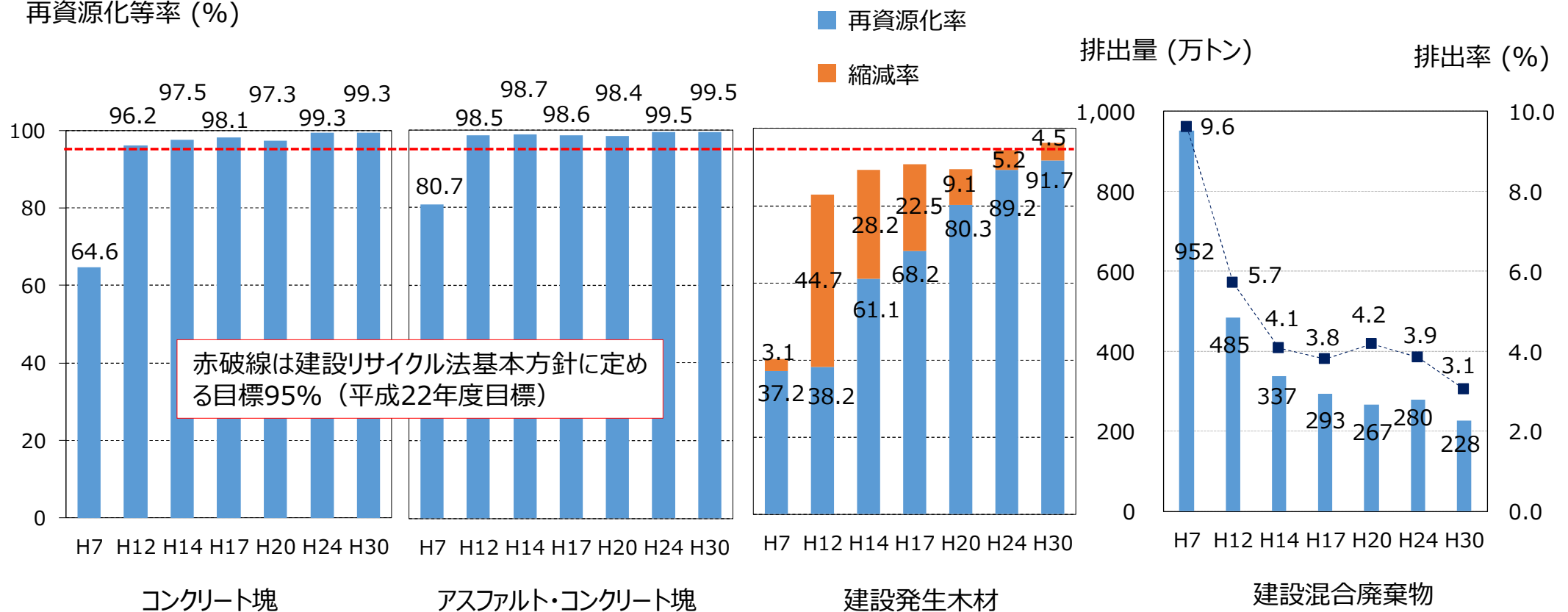
※量及び割合については、四捨五入で計算して標記していることから合計値が合わない場合がある。

【出典】環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況 (令和元年度) について」

# (参考) 建設廃棄物の現状③

## 3. 建設廃棄物の再資源化等率の推移

再資源化等率 (%)



【出典】国土交通省「平成30年度建設副産物実態調査結果 (確定値)」

※排出率 = 建設廃棄物総搬出量 / 建設混合廃棄物搬出量



# (参考) 令和4年度建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等の実施結果 (令和4年12月1日報道発表資料)

## 1. 概要

○建設現場における建設リサイクル法等の遵守を徹底するため、毎年、現場パトロールを実施

○令和4年度は、6月～7月及び10月～11月に、都道府県及び政令市等の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び労働基準監督署の職員が建設工事現場に立入り、以下の観点で状況確認・指導等を実施

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

## 2. 実施結果

対象法令名	立入件数 <sup>1)2)</sup>	行政指導件数 <sup>1)</sup>	行政指導の概要等
建設リサイクル法	4,584件	37件	主に分別解体等実施義務や特定建設資材廃棄物 <sup>3)</sup> の再資源化等義務の不履行に関する助言であった。是正勧告及び命令はなし。
大気汚染防止法	5,194件	1,941件	主に事前調査 <sup>4)</sup> 結果の報告・掲示の不備に関する指導であった。命令はなし。
フロン排出抑制法	3,335件	295件	主に特定解体工事元請業者から発注者への第一種特定製品 <sup>5)</sup> の設置の有無に関する事前の書面交付・説明義務の不履行に関する指導及び助言であった。

1) 6月～7月及び10月～11月に実施した件数の合計値を計上。

2) 合同で実施したものも各法律に基づく立入検査として計上。

3) 法で定められている特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)が廃棄物となったもの。

4) 建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査するもの。

5) 業務用の空調機器(エアコンディショナー)及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているもの。

# (参考)宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針(案) 抜粋 令和4年9月30日時点

## 四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

### 2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- 廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、適切な処理を行う必要がある。
- 廃棄物の処理については既に厳格に規制されているところではあるが、廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要である。
- また、これらの取組を行ってもなお廃棄物が混じった盛土が発生した場合における早期発見及び迅速な行政処分等を可能とするための対処体制を確立することも不可欠である。

#### (1) マニフェスト管理等の強化

- 建設現場への立入調査時に、排出事業者(元請業者)のマニフェスト交付を確認すること等により、産業廃棄物の適正処理を確保することが重要である。
- 産業廃棄物の不法投棄は、ピーク時の平成十年代前半に比べ大幅に減少しているが、令和二年度においても新たに年間百三十九件、総量五・一万トンの不法投棄が判明している。
- また、投棄件数の七割以上、投棄量の七割以上が建設系廃棄物であることから、建設工事における電子マニフェストの利用を促進することにより、産業廃棄物の不適正処理を防止することが求められる。

# (参考)宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止 に関する基本的な方針(案) 抜粋 令和4年9月30日時点

## (2) 関連事業者の法令遵守体制

### ① 建設現場パトロールの実施

- 建設現場における廃棄物混じり土の分別促進・適正処理の徹底を図るため、地方公共団体の建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携して建設現場パトロールを実施する。
- 具体的には、「廃棄物混じり土」や「土壌汚染対策法の手続き結果の確認」も確認対象とし、建設現場パトロールにおいて法令遵守の指導や法令違反の疑いが発見された場合には関係部局へ通報等を行うことが重要である。
- また、建築確認部局とも連携した現場の選定により建設現場パトロールの効果的な実施を図っていくことや、いわゆる抜き打ちによる確認も重要である。

### ② 廃棄物処理法に違反した関連事業者への対応等

- 廃棄物混じり土の適正処理の徹底を図るため、建設業許可の更新時や建設業法に基づく立入検査の機会、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)に基づく届出の機会を捉え、建設業許可行政庁及び地方公共団体の建設リサイクル担当部局は、廃棄物混じり土の適正処理等について関係者に注意喚起を行う必要がある。
- また、建設業法においては、建設業者が建設業法以外の法令に違反し、建設業者として不相当と認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該建設業者に対して必要な指示及び営業の停止を命じることができる。
- 建設業者が廃棄物処理法に違反した場合についても、処分の具体的基準である「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」に基づき必要な処分を行う。